

1. 対象となる奨学金

- (ア) 東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞（以下、「グローバル萩奨学金」という。）
- (イ) 日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金（以下、「JASSO 奨学金」という。）

2. 対象者

本学の大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき留学する者で、以下の条件を満たす者とする。

(ア) グローバル萩奨学金

グローバル萩奨学金受賞候補者は、次の①～③に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 本学に所属する学部学生及び大学院学生（外国人留学生を除く）
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき派遣する者で、派遣期間の開始日が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの者。派遣期間は 3 ヶ月以上 1 年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1 年以上派遣する者も対象とする。
※東北大学自然科学系短期共同研究留学生派遣プログラム（COLABS セメスター型）参加者のうち、大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書等に基づき派遣する者については、グローバル萩奨学金への応募が可能。なお、COLABS 集中型及びワークショップ型参加者はグローバル萩奨学金の募集対象に含みません。
- ③ 学業成績が優秀な者

(イ) JASSO 奨学金

JASSO 奨学金受給候補者は、派遣期間の開始日が平成 29 年 3 月 31 日までの本学の正規学生で次の①～⑦に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
※定住者は含めない。
- ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する覚書に基づき 3 ヶ月以上 1 年以内の期間派遣する者
- ③ 学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO が定める方法で求められる平成 27 年度の成績評価係数が 2.3 点以上（3.0 点満点）である者
※上記により求めた成績評価係数が 2.00 以上 2.30 未満の場合、各部局において成績評価係数が 2.30 相当以上と認める場合は、以下 4-（イ）に記載された④及び⑤を併せて提出することにより JASSO 奨学金受給候補者としての推薦を可能とする。
※平成 28 年度の成績は計算に含めないよう留意すること。ただし、学部 1 年生は、平成 28 年度前期の成績により計算のこと。
- ④ 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者（別表 2 参照）
※別表 2 に掲げる家計基準に合致しない場合も、経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難であると所属部局が確認する場合は、JASSO 奨学金受給候補者としての推薦を可能とする。
- ⑤ 派遣先大学等所在国への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑥ 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続する者又は本学の学位を取得する者
- ⑦ 派遣先大学等への留学にあたり、他団体等（本学及び派遣先大学等を含む）から留学のための奨学金を受ける場合、その奨学金の支給月額の合計額が JASSO 奨学金による支給額を超えない者

3. 奨学金額

(ア) グローバル萩奨学金

① 準備金

渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額 (上限)
欧州地域、オセアニア地域	30 万円
北米地域	20 万円
アジア地域	15 万円
中近東地域	15 万円
その他の地域	その都度定める額

② 奨学金

留学期間中月額 6~10 万円 (留学地域による) を支給する (別表 1 参照)。なお、対象となる留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、他団体等からの奨学金の支給月額がグローバル萩奨学金より少額の場合にのみ、その差額分を支給する。

(イ) JASSO 奨学金

留学期間中月額 6~10 万円 (留学地域による) を支給する。(別表 1 参照)

平成 28 年度第 2 回「東北大学基金グローバル萩海外留学奨励賞」募集案内

1. 趣 旨： 東北大学または本学各部局と学生の相互交流を締結している海外の大学に留学する最も優秀な学生に賞を授与することにより、国際的な人材の輩出及び教育の国際化の促進に資する。
2. 対 象： ① 本学に所属する学部生及び大学院生（外国人留学生を除く）
 ② 大学間又は部局間学術交流協定校との学生交流に関する協定に基づき派遣される者で、下記の各号をすべて満たす者
 ・ 派遣期間の開始日が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までのもの
 ・ 派遣期間は 3 カ月以上 1 年以内。ただし、共同教育プログラム（ダブルディグリープログラム）による派遣の場合は、1 年以上のものも対象とする。
 ③ 学業成績が優秀な者
3. 申請手続： 所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、所属部局の教務担当係に提出する。

※申請にあたっての留意事項

受賞決定後、留学取りやめや変更が生じないように修学環境の把握に努めるとともに派遣先機関との調整に留意すること。

4. 奨 励 金： 以下の準備金と奨学金を奨励金として受賞者に支給する。
 なお、対象となる留学にあたり、他の団体等から留学のための準備金や奨学金を受ける場合は、差額のみ支給することがある。

- (1) 準備金 渡航のために必要な一時金として支給する。

留学先地域	金額（上限）
欧州地域、オセアニア地域	30 万円
北米地域	20 万円
アジア地域	15 万円
中近東地域	15 万円
その他の地域	その都度定める額

- (2) 奨学金 留学する地域により、別紙のとおり月額 6 ～ 10 万円の範囲で支給する。ただし、日本に帰国している期間等は支給しない。

5. 選考方法： 申請書類に基づき、選考する。
6. そ の 他： 以下の場合、受賞の決定を取り消し、奨励金を返納させることがある。
 一 受賞を辞退したとき。
 二 留学中に退学したとき。
 三 留学中に停学等の処分を受けたとき。
 四 その他受賞者として適当でないと認められたとき。

派遣先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 100,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 80,000円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオーリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 60,000円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティー リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。

JASSO奨学金受給候補者経済状況基準

JASSO奨学金受給候補者の対象となり得る学生の経済状況基準は以下のとおり。

- ① 下記、「家計基準一覧表」の家計基準に合致する者
- ② 経済的理由により自費のみでの派遣交換留学への参加が困難であることが確認された者

〔家計基準一覧表〕

区分		年収・所得の上限	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯
学部生		907万円程度	421万円程度
大学院生	修士課程	本人及び配偶者の収入 (目安)	486万円以下
	博士課程		553万円以下